

記者発表(発表・資料配布)				
月/日 (曜日)	事務所等名	電話	発表者 (担当者)	配布先
6/23 (木)	県立農林水産技術総合センター (病虫害防除所)	0790-47-1222	病虫害防除所長 (西口 真嗣)	県庁記者クラブ 北播磨県民局

## 令和4年度病虫害発生予察特殊報 第2号 「サツマイモ基腐病の発生」について

このたび、兵庫県北部において、萌芽した茎葉部の生育不良、萎れ、枯死、種芋の腐敗が認められたサツマイモからサツマイモ基腐病（病原菌：*Diaporthe destruens* (Harter) Hirooka, Minosh and Rossman) が検出されました。

本県において、当該病害の発生は初めてであることから、県内のサツマイモ及び同種苗生産者、種苗取扱業者への周知徹底を図るため、関係機関に対して、病虫害発生予察特殊報 第2号を発表します。

### 記

- 病虫害名            サツマイモ基腐病  
  
病原菌名            *Diaporthe destruens* (Harter) Hirooka, Minosh and Rossman
- 発生作物            サツマイモ
- 発生地域            県北部
- 内容                 詳細は別紙「令和4年度病虫害発生予察特殊報第2号」のとおり。
- その他（特殊報に関する用語解説）

#### 柄子殻

病変部あるいは培養菌叢<sup>そう</sup>上に形成される病原菌の組織。壺のような構造の中に無数の胞子が形成されており、降雨等により内部から多量の胞子が漏出する。胞子は、激しい風雨や圃(ほ)場の停滞水によって周辺の健全な周辺株に広がって感染する。

兵庫県立農林水産技術総合センター（病虫害防除所）は、農作物を加害する病虫害の発生状況を調査するとともに、その後の発生を予測し、普及指導員やJAの営農指導員等に「予察情報」として提供しています。また、農業生産現場から持ち込まれた病虫害の診断も行っています。

(電子メール施行)  
農 技 第 1 3 1 9 号  
令 和 4 年 6 月 23 日

関係機関長 様

兵庫県病害虫防除所長

病害虫発生予察特殊報第2号を下記のとおり発表しましたので、送付します。

## 令和4年度病害虫発生予察特殊報第2号「サツマイモ<sup>もとぐされ</sup>基腐病の発生」

- 1 病害虫名           サツマイモ基腐病  
*Diaporthe destruens* (Harter) Hirooka, Minosh and Rossman
- 2 発生作物           サツマイモ
- 3 発生地域           県北部

### 4 発生経過

- (1) 令和4年4月下旬、県北部のサツマイモ育苗施設で、萌芽した茎葉部が生育不良、萎れ、枯死する症状が現れ、株を掘りあげたところ種芋<sup>いも</sup>の腐敗が確認された。県病害虫防除所及び農林水産省神戸植物防疫所において、病原菌を同定したところ、本県では未発生のサツマイモ基腐病と判明した。
- (2) サツマイモ基腐病は、国外では、台湾、中国、タンザニア、南アフリカ、ニュージーランド、米国、キューバ、ジョージア、カリブ諸国、ブラジル、ペルー、アルゼンチンで発生していたが、平成30年に沖縄県で初めて発生が確認され、その後、25都道県で発生が確認されている。

### 5 本病の特徴

- (1) サツマイモ基腐病は、*Diaporthe destruens* という糸状菌に感染することにより、苗床や本圃で発生する。発病すると、茎葉の生育不良や萎れ、黄変、赤変が起こる(図1)。株の地際部から、暗褐色から黒色に変色する。その後、茎葉の枯死や地下部に形成された塊根の「なり首」部分から腐敗が拡大し、次第に塊根全体に広がる(図2)。
- (2) 本病の病原菌は糸状菌であり、発病株では、萌芽部の表層に微小な黒点粒状の柄子殻(図4)が形成され、降雨等により柄子殻内部から多量の胞子が漏出する。胞子は、激しい風雨や圃場の停滞水によって周辺の健全な周辺株に広がって感染する。
- (3) 本圃での生育が盛んな茎葉繁茂期は、株の異常が確認しにくいいため、収穫期近くの茎葉の生育が衰える頃までに、発生が拡大して急激に枯れ上がったように見えることが多い。

### 6 伝染方法

本病は、主に感染した種芋や苗を植え付けることで苗床や本圃に持ち込まれ、伝染する。本

病の病変部には柄子殻または分生子殻とも呼ばれる微小な黒粒が多数形成され、水に濡れるなどすると、そこからおびただしい数の胞子が漏出し、周辺株に広がり蔓延を引き起こす。本病が発生した圃場では、植物残渣上で越冬し、それが翌年の伝染源となる。

## 7 防除対策

本病の対策の基本は、病原菌を「持ち込まない、増やさない、残さない」ことである。

(1) 未発生地域では、汚染種苗を「持ち込まない」対策を行う。

① 種芋は未発生圃場から採取する。種芋や苗を購入する場合は消毒の実施の有無を確認し、無消毒の場合には消毒を行う。また、苗床も消毒を行う。

② 長靴や農機具（ロータリー等）などの機材は使用後の洗浄・消毒による防疫措置を行う。

(2) 発生地域では、病原菌を「増やさない」、「残さない」対策を行う。

① 本病は、作物ではサツマイモのみで被害が知られているので、発生が認められた圃場ではサツマイモの連作を避け、ヒルガオ科以外の作物との輪作等を行う。

② 本病は、排水が不良な場所で感染が拡大しやすいため、圃場の排水対策を行う。

③ 発病株は抜き取り、圃場とその周辺に残さないように適切に処分する。発病株の除去後には、周辺株への感染を防止するため予防的な薬剤散布を行う。

④ 感染拡大を防ぐために、感染株だけでなく発生周辺株も含めて作物残渣を圃場から肥料袋に入れて持ち出し、焼却を行うか、石灰窒素を混入する等により分解促進を行う。

⑤ 育苗や収穫後の調整作業を行う施設の洗浄や消毒を併せて行う。

(3) 詳細な防除対策は、農研機構生研支援センターイノベーション創出強化研究推進事業

(01020C) 令和3年度版マニュアル「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」

([https://www.naro.go.jp/publicity\\_report/publication/pamphlet/techpamph/151859.html](https://www.naro.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/techpamph/151859.html))

を参照する。

## 8 問い合わせ先

兵庫県病虫害防除所（加西市別府町南ノ岡甲 1533）

電話番号 : 0790-47-1222

ファクシミリ : 0790-47-1821



図1 現地における発病株  
(赤変、萎れ、生育不良)



図2 発病株における塊根の腐敗  
(なり首部、萌芽部)

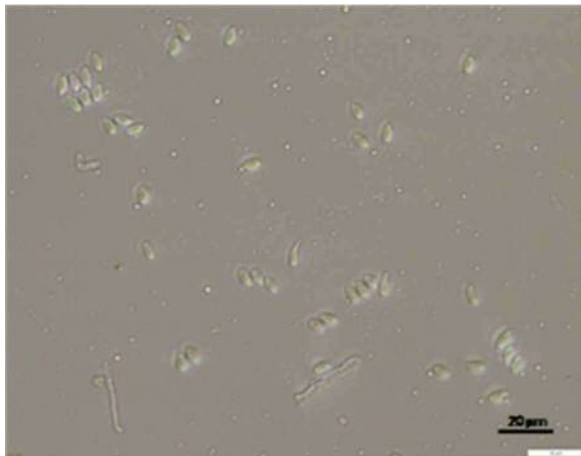


図3 光学顕微鏡下で観察された孢子  
(バーは20 μm)



図4 実体顕微鏡下で観察された柄子殻  
(茎上、バーは0.5 mm)

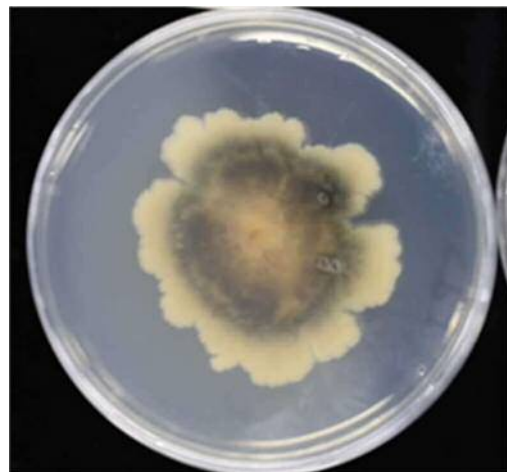
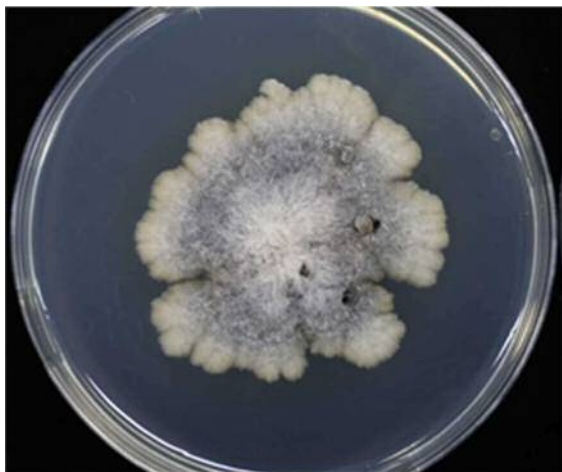


図5 分離菌株の菌叢(PDA培地). 左は表面、右は裏面

\* この情報は、兵庫県病害虫防除所ホームページ  
(<http://bojo.hyogo-nourinsuisangc.jp/>) に掲載しています。